(13)狂犬病予防集合注射(追加)と新しく飼われた犬の登録を実施します

狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録と毎年一回の狂犬病予防注射が義務付けられています。 飼い犬には、集合注射か動物病院で、必ず狂犬病予防注射を受けさせましょう。

日時 6月10日(日)午前9時~11時30分

場所 友部地区:笠間市役所本所前駐車場 笠間地区:笠間支所駐車場

岩間地区:岩間支所駐車場

持参するもの

①犬の登録(予防注射済票交付)申請書のはがき(4月に通知したものです) ②料金

料金(1頭当たり)

※会場では、つり銭のないようにご準備ください。

①狂犬病予防注射のみの場合

3,300 円 (注射料 2,900 円+注射済票交付手数料 400 円)

②登録と注射の両方の場合

5,300 円(登録手数料 2,000 円+注射料 2,900 円+注射済票交付手数料 400 円)

※動物病院で注射を受ける場合は、上記の料金と異なることがありますので、ご了承ください。 **その他**

・はがきの内容を確認し、犬の死亡・行方不明、飼い主の変更がある時は、下記問合せ先へご連絡ください。

- ・当日、犬に異常があると思われる場合は、注射を受ける前に獣医師に申し出てください。
- ・雨天でも実施します。悪天候によりやむを得ず中止とする場合は、当日の午前8時に防災無線でお知らせします。
- ・最寄りの実施場所へ時間内にお越しください。他の地区で受けることもできます。
- ・注射の際に首輪が抜けることがありますので、事前に調整してお越しください。また、飼い 大を制御できる方がお越しください。

間 環境保全課(内線 125) 笠間支所地域課(内線 72115) 岩間支所地域課(内線 73115)

④環境保全型農業に取り組みませんか

化学肥料や農薬を減らした環境にやさしい農業に取り組んでいる農業者を支援します。

- 対象者 販売を目的として農作物の生産を 行う笠間市内に住所を有する農業 者または農業者グループで、次の各 号のすべてに該当するもの
- (1) エコファーマーの認定を受けていること (特例措置あり)
- (2) 農業環境規範に基づく点検を行っていること
- (3) 対象農産物がいばらきエコ農産物として県に認証されていること

補助の対象となる取組み

有機農業の取組みまたは、化学肥料および化学合成農薬の使用を 5 割以上低減する活動とカバークロップ等環境保全効果の高い営農活動を合わせた取組み

補助額 8,000 円/10 a ※予算の範囲内 **申請期限** 6月15日(金)

申•問 農政課(内線 527)

(15イノシシ、カラス等からの被害防止 機器購入費の一部を補助します

対象者 市内に住所を有する農業者または 農業者の組織する団体(3戸以上) で、市内の農地において鳥獣被害を 防止するために被害防止機器を設 置する方

補助額 個人設置:購入費の1/4以内 共同設置:購入費の1/3以内

※限度額 20,000 円/人。ただし補助額に 1,000 円未満が生じた場合は切捨て。

対象機器 電気柵、防護柵等、鳥類被害防止 電子機器

申請窓口 農政課

※<u>申請前に購入および施工した場合は補助</u> の対象となりませんのでご注意ください。

申請期限 9月28日(金)

申•問 農政課(内線 526)

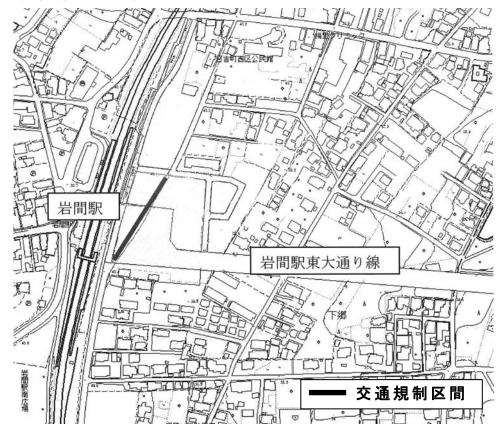
⑥ページ 健康・医療・介護・育児など24時間年中無休無料で相談が受けられます。 かさま健康ダイヤル24

⑩岩間駅東口広場工事に伴う交通規制のお知らせ

岩間駅東口広場整備に伴い、道路の通り抜けができなくなります。付近にお住まいの方、通行される方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

場所 市道(岩) Ⅱ級 11 号線 笠間市下郷地内 約 120 m

間 都市計画課 (内線 586・587)



①原発事故時に使用していた『べたがけ資材等』は使用しないでください

原発事故時、特に昨年3月から4月頃にほ場で使用していた、もしくは屋外で保管されていた『べたがけ資材』、マルチ、トンネル等の被覆資材については、放射性セシウムが付着しているおそれがあるため葉菜類等の栽培には使用せず、新しい資材を使用してください。

すでに再使用または屋外で保管されていた資材等を使用して生産した野菜については、出荷前に放射性セシウムの自主検査を行い安全性が確認されてから出荷するようお願いします。

また、これらの資材の取り扱いについては、マスク・ゴム手袋・ゴム長靴等の着用や 作業後の手足・顔等の露出部分の洗浄を励行 してください。

問 農政課(内線 525)

②無料法務総合相談所を開設します

登記、供託、戸籍・国籍、人権擁護など法 務局の取り扱う業務全般について、法務局職 員および人権擁護委員が相談に応じます。秘 密は固く守ります。

日時 6月3日(日)午前10時~午後4時 (ただし、受付時間は午後3時まで)

会場 水戸地方法務局 駿優教育会館 7 階 (水戸市三の丸 1-1-42)

相談内容 土地の境界争い、相続・贈与・売買などの登記手続、抵当権の抹消手続、地代家賃の供託手続、戸籍の届出方法、成年後見制度、サラ金の取立て問題、夫婦・親子などの家庭内の問題、近隣とのトラブル、セクハラ、子どものいじめ、DV 問題など

間 水戸地方法務局 総務課 Tm. 029-227-9911

広報紙は笠間市ホームページでもご覧になれます。

多ページ